

令和3年度第2回徳島県青少年健全育成審議会基本計画策定部会議事録

- 1 日 時 令和3年9月28日(火) 13:30～15:30
- 2 場 所 県庁4階 403会議室
- 3 出席者
委 員 泉富士夫, 川中善暢, 高川明美, 中村晃子, 村崎文彦, 村澤普恵
事務局 次世代育成・青少年課
- 4 議事
(1) 青少年の健全な育成に関する基本計画について
(2) その他

(部会長)

それでは議事に入りたいと思います。(議事1) 青少年の健全な育成に関する基本計画中間とりまとめ(素案)になります。今回、中間とりまとめ素案を作成し、次回の審議会でご報告することにしたいと考えておりますので、第4章までの内容、文言について概ね決定したいと思います。まず、前回検討しました第1章から第3章までの修正について、さらに第4章の具体的施策について、事務局から説明をお願いします。

【議事1「青少年の健全な育成に関する基本計画 中間とりまとめ(素案)について」
資料1を事務局より説明】

(部会長)

改めまして、前回の会議では、徳島商業高校と城東高校の生徒の皆さんとオンラインで意見を交わしながら、計画の施策体系における「施策の方向」までを確定しました。今回はその具体策である施策の部分を詰めていくこととなります。

今、事務局からは第1章から第3章までの修正と、前回の会議で委員の皆様、オブザーバーとして参加した高校生の皆様からいただいたご意見に対する対応について説明がありました。そして、第4章の青少年健全育成施策の推進については、前回示していただいた施策の方向に沿って、関係課と協議した具体的な施策が記載されております。

何か御質問、御意見があれば、よろしくをお願いします。

(委員)

私自身、現在、徳島県社会福祉協議会が実施する「子どもの居場所づくり推進基金」に関する委員を務めておまして、NPO法人はじめ様々な団体が行う子どもの居場所づくりへの支援に関わっています。その中で大きな流れとして、県下でも何件が出てきていますが、平成29年の社会福祉法改正を踏まえ、地域に根ざした重層的支援ということで、

従来は老人ホームであったら老人だけがサービス対象ということだったものが、こうした福祉サービス施設を活用して、子どもの居場所づくりが行えるようになってきています。例えば、老人ホームの空き部屋を使った子ども食堂や、自立援助ホームにおける専門的なノウハウを活用した子育て支援や思春期の相談を行う若者支援、保育所等の空きスペースを活用して地域の子育て世代が集う場所の設置、就労支援施設における生活困窮者やひきこもり状態の者への就業支援などがあります。

県としても、こうした福祉サービス事業所を活用する重層的な支援を施策の一つとして取り入れてもらいたい。基本目標で言うと、Ⅱの「困難を有する青少年やその家族への支援」やⅣの「青少年の成長のための社会環境の整備」に該当すると思います。

(委員)

私は、県西部の方でひきこもり支援のNPO活動をしておりませんが、今は、生活困窮者向け事業やピアサポート事業を活用して活動を実施したりと、ひきこもり支援に使える制度が限られており、まだまだ苦しい状況です。子どもたちに引き続いて、ひきこもりなど成人を迎えた方に対してのサポートであるとか、居場所づくりに使えるような施策を盛り込んで欲しいと思います。

(部会長)

文言を入れるとなると、具体的には33ページの4孤独・孤立、自殺への対策のところでしょうか。

(委員)

はい。例えば、その1つ目のところは、「SNS相談を実施する」という限定的な言い方にしないで、単に「民間団体等」とするなど、連携対象を広く捉えるようにしていただければと思います。

(事務局)

31ページのひきこもりへの支援の部分については、どうでしょうか。

(委員)

県西部でいうと、社会福祉法人がひきこもりの相談窓口を設けてたりとか、NPO法人が居場所づくりであったりとかを実施していますので、そことも連携する取組があれば良いなと思います。

(委員)

31ページのヤングケアラーへの支援について、まさにヤングケアラーの問題というのは潜在化していると思います。私自身、ヤングケアラーを支援しようと思い、法人内に相談窓口を設置し、電話相談を受けたら社会福祉協議会につなぐという活動をしています。夏休み前に、中高生の皆さんにもチラシを配布させていただきましたが、全く反応が無いという状況です。やはり自分自身がヤングケアラーであるという認識が無いということと、周囲もそのような状況に気づきづらいと感じました。不登校やひきこもりというのは、目

に見えて分かるため学校側が把握しやすいですが、ヤングケアラーは家庭内の問題であるとか、様々な問題が複雑に絡み合っているのも、本当に潜在化していると思います。

施策として記載されている「福祉・介護・医療・教育等の関係機関の理解促進」というのも、もちろんそうなのですが、その前にやっぱり、子どもたち自身も含めた、広く一般市民の方々が気づけるような社会になればと感じていますので、そのような記載があればなお良いと思います。

(委員)

今の発言は、私もとても大事だと思っております、ヤングケアラーだけをとりましても、やはり気づいていないお子さんがいらっしゃると思います。「福祉・介護・医療・教育等の関係機関の理解促進」が記載されていますが、例えば、教育の現場で、こういうことがヤングケアラーなんだということを地道に啓発し、吸い上げていく必要があると思います。そして、相談する所にアクセスできる人の方が少ないという考え方を持っていた方が良いと思います。広報や啓発活動というのはすごく大切で、啓発する側は一生懸命、いろいろな情報の発信をしていますが、それを受け取る術が無いという人もいれば、受け取り方が分からないという人もいますので、単に門戸を開いていますから来て下さい、あるいは相談して下さいでは、なかなか難しい部分があると思います。

(部会長)

記載の中で「早期発見・把握」と記載がありますが、これはヤングケアラーに関して調査をする前提でしょうか。

(事務局)

現状を申し上げますと、ヤングケアラーに関する取組として9月補正予算として100万円を計上しております、その中では、関係機関の担当者を集めた研修会、自覚や気づきを促すポスター制作等を予定しております。ヤングケアラーの実態調査につきましては、現時点で実施するということが決定している訳ではございません。

(委員)

「関係機関のみならず、広く」という記載は出来るのでは。

(事務局)

ヤングケアラーの問題につきましては、現在、関心がとても高まっているところであります。ただ、当事者としては、これまで自覚をされていなかった方がほとんどではないかと思っていますので、まずは気づきであったり、周囲の方で、この子もしかしたらというような気づきを持っていただけるような取組を考えております。

(部会長)

ここに記載されている「社会的認知度向上」というのは、いわゆる大人世代だけではなく、子どもたちも含めてということでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

ヤングケアラーについては、私自身、6，7年前に児童相談所に勤務していましたが、下の子の面倒を見させるため、親が上のお姉ちゃんを学校に登校させない事例がありました。そのようなケースにおいては、児相では保護者に対して、就学義務があるということを説明するのですが、いざ話をしたときに、保護者から「本人が学校に行きたがらないんです。下の子と遊ぶ方が好きなんです。」と言われてたら、児相として判断することが難しくなります。こんな場合、どこがどう介入していくのかははっきりしておらず、こんな家庭はたくさんあるかと思います。

啓発をして、知ってもらって、実際に「あなたヤングケアラーなの、可哀想だね」となって、どこが助けに行くんですかね。一人でも多くの子どもを助けるためには、ここにSOSを出せば助けてくれるという所をちゃんと創っていかないと、この問題はなくならないのではと感じます。

(委員)

一義的には、親に責任があると思います。私だったら、そんなことを子どもに言わずなんて、あなた本当に親ですかって言ってしまいます。けれども、そこまで他人の親に言い切れるような人って少ないと思うので、保護者同士で声かけしやすい環境づくりというのは大事なことだと思います。

(委員)

どこがヤングケアラー支援を行う主体かというところすごく難しいし、対象者も中高生と言われてたのが、今は小学生から大学生までになってきており、年齢も広がっています。施策の取組としては、主体がどこかというよりは、ヤングケアラーに関係する機関がそれぞれの分野において、例えば、介護で言えば、親や祖父母の面倒を介護サービスで補ったり、幼い兄弟の面倒を保育サービスで補ったり、自分たちがしているケアを公的サービスとして受けられることで具体的な支援につなげることが必要だと思います。

(委員)

いろんな所があって良いのだけれど、やはり支援の中心になる明確な場所があった方が良いでしょうと思います。

(委員)

大きな部分で相談を受ける場所があって、内容や事情に応じて、そこから別の機関につなぐことがあっても良いのかなと思います。

(部会長)

ヤングケアラーの窓口に関しては、現時点で具体的に記載することは難しいと思いますので、このような意見が多く出たということを付言する形で審議会に報告することとし、取

組内容に関しても、もう少し踏み込んだ内容を盛り込むことを事務局に求めることでよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員)

36ページに「魅力ある職場づくり」があり、テレワーク導入に向けた施策を展開すると書かれております。内容について何か意見を申し立てるものではありませんが、中にはテレワークに即さない仕事というのもあると思います。現場に行かないと出来ない事や、人と関わらざるを得ない仕事があると思います。コロナ禍でテレワークはかなり普及しましたが、どうしても出来ない事はあると思います。ですので、例えば「テレワークが可能な職種に関しては」という記載を盛り込むなど、テレワークが出来ない職種の人にも配慮した記載にしてはどうでしょうか。また、企業の規模によっては設備投資の面でもテレワークをやりたくても出来ない企業があるかもしれません。そういった意味で、配慮のある記載が必要ではないかという感想を持ちました。

もう1点。同じく36ページの「(1) 異文化や多様な価値観への理解促進」についてですが、グローバル化について英語は必要な言語であるということは間違いのないところだと思います。ただ、記載内容を直す必要はありませんが、「グローバル化＝(イコール)英語である」という考え方には注意が必要のように思います。中身がないと英語だけ勉強をしても何も進まないということでもあります。日本語で話せないことは英語で話せませんので、教育の中でそういった点を考える視点を持つことも重要と思います。

(部会長)

プランに記載することは馴染まないけれども、書かれている取組内容について、もっと広報することは大事だと思います。知られていないのはもったいないし、周知広報することで支援の窓口が分かったり、活動をしているNPOと繋がったりできると思います。

(委員)

私からも、一步踏み込んだ周知広報、あるいはPR活動などをお願いしたいと思います。

あと、33ページの「生活・就労支援」の2つ目で、「ひとり親家庭の親等が修学や病気のために一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育を行います」とありますが、家庭生活支援員とはどういうものでしょうか。もしかしたら、こういった方達が、家庭で困っている人たちと行政や教育の現場とをつなぐことが出来るのではと思います。

(事務局)

事業内容につきまして、詳細を確認の上、再度ご説明させていただきます。

※事務局からの説明内容（家庭生活支援員について）

県が（公財）徳島県母子寡婦福祉連合会（以下「母寡連」）に委託して、修学、就

職活動、残業、疾病等の事由により一時的又は定期的に生活援助や保育等のサービスを必要とするひとり親家庭に対し、その生活を支援する者（=家庭生活支援員）を派遣し、必要なサービスを提供しております。（徳島県ひとり親家庭等日常生活支援事業）

本事業により提供するサービスは、「生活援助」（食事の世話、身の回りの世話、生活必需品等の買物、児童の送迎など）と「子育て支援」（乳幼児の保育、児童の生活指導など）の2種類があります。

家庭生活支援員は、母子・父子自立支援員、母子福祉協力員、民生委員・児童委員等と連絡を密にすることにより、ひとり親家庭の生活の安定とその福祉の増進に努めることとしていることから、ひとり親世帯と行政等とをつなぐ役割が期待されております。

【その他について事務局から説明】

【閉会】